

久留米工業大学個人情報管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する規程（学校法人久留米工業大学個人情報保護規程平成20年10月1日施行）及び久留米工業大学個人情報の取り扱い要項第4項に基づき、大学（以下「本学」という。）における具体的な運用に関する事項を定める。

(個人情報管理委員会)

第2条 本学における個人情報保護に関わる事項を審議するため、久留米工業大学個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 情報館長
- (3) 教務委員長
- (4) 広報委員長
- (5) 事務局長及び事務局次長
- (6) 総務課長
- (7) 学生課長

第4条 委員会に委員長を置き、副学長がこれにあたる。

2 委員会は委員長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

3 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 個人情報保護管理責任者から個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
- (3) その他個人情報の保護に関する重要な事項

第6条 委員会に関する事務は、総務課が担当する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。